

2024（令和6）年度  
公正採用選考人権啓発推進員研集会

## 部落問題と公正採用選考

2024年9月10日、  
松任文化会館  
石川県同和教育研究協議会  
山口 了 Satoru

## ・はじめに

石川県同和教育研究協議会

同和教育とは

1 部落問題の歴史 小中学校で学ぶべき知識

室町時代の庭園、

江戸時代の身分制度と賤民、

明治の解放令、

大正の全国水平社結成、

同和対策審議会答申(1965年)、

部落差別解消推進法(2016年)

2 石川県での差別事件

丹前事件、

民生委員会長差別発言、

七尾パソコン通信事件、

3 最近のマスコミ報道から

被差別部落の情報公開中止求め提訴、

教諭一人を減給「先生の差別」への戒め

4 公正採用選考での問題

公正採用選考人権啓発推進委員

面接時の質問事項

# 講演内容

# はじめに

## 部落差別 (同和問題) とは

- 歴史的に差別されてきた人々が住んでいた地域の出身であることやそこでの居住を理由に、社会的に差別され、長年にわたり就労などの機会が阻害されるなどの、不当な扱いを受けている人々がいます。江戸時代（身分制があった）のこと、これが現代まで続いていること
- このような 差別 を受けってきた人々が住んでいる地域は、「被差別部落」や「同和地区」と呼ばれ、この日本固有の人権問題を「部落差別（同和問題）」と呼んでいます。
- 部落差別を無くすための教育を同和教育と言います。  
**『人・人・人への思いやり』②**

# 同和問題（部落問題、部落差別）とは何か

- 同和地区 地区指定
- 部落差別 部落を差別する、部落出身者差別  
　　部落で生まれた人
- 部落の人 同和地区に住んでいる人
- 同和地区に引っ越したら
- エセ同和行為 人・人・人への思いやり ③
- ○○差別 • あなたの町の部落を教えてください（問合せ）

## 無知と偏見

## 手紙

私の好きな みつるさんは  
おじさんから お店をもらい  
二人いっしょに 暮らすんだと  
うれしそうに 話してたけど  
私と一緒に なるのだつたら  
お店をゆずらないと 言われたの

私は彼の幸せのため  
身を引こうと 思っています

二人いっしょに なれないのなら  
死のうとまで 彼は言った  
だからすべてをあげたこと  
くやんではない 別れても

もしも差別が なかつたら  
好きな人と お店が持てた  
**部落に生まれた** そのことに  
どこが違う なにがちがう  
暗い手紙に なりました  
だけど私は 書きたかった

# 1. 部落問題の歴史

室町時代

小学校の  
教科書から

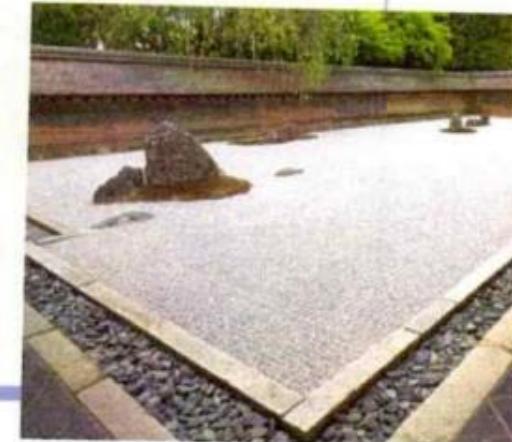
文化

## 石と砂で世界を表す

### ～龍安寺の石庭～

京都の龍安寺には、枯山水という石と砂で山や水などを表す様式の石庭があります。庭づくりでは、身分のうえで差別されてきた人たちが活やくしました。室町時代につくられた数々の庭園は、今も人の心をとらえ、季節ごとに多くの人がおとずれます。

⑥龍安寺の  
石庭 世界遺産



## 差別された人々

百姓や町人などの身分とは別に、えた身分やひにん身分の人々がいました。えた身分の人々は、農業を行って年貢を納めたほか、死んだ牛馬の解体や皮革業などで生活しました。<sup>6</sup>また、犯罪者をとらえることや牢番など、役人の下働きも務めました。ひにん身分の人々も、役人の下働きや芸能などで生活しました。

p.87  
かれらは、ほかの身分の人々から厳しく差別され、村の運営や祭りにも参加できませんでした。幕府や藩は、かれらの住む場所や職業を制限し、服装などの規制を行いました。そのため、かれらに対する差別意識が強まりました。

江戸時代の生活。



⑥雪駄作り(大阪人権博物館蔵) 人気のはき物だった雪駄は、材料に牛や馬の革が使われ、主に、差別された人たちによって作られていました。

①畠の年貢は、お金や収穫物で納められることもありました。

# 代時戸江

# 江戸時代

- ・えた身分 農業を行って年貢を納めた、死んだ牛馬の解体や皮革業で生活、犯罪者とらえることや牢番など、役人の下働きも務めました。
- ・ひにん身分 役人の下働きや芸能などで生活しました。 村の運営や祭りに参加できませんでした。住む場所や職業を制限し、服装などの規制を行いました。
- ・雪駄作り 材料に牛や馬の革が使われ、主に差別された人たちによって作られていました。

## コラム[人権]差別された人々

近世社会にも、中世と同じように、天変地異・死・犯罪など人間が計り知れないことを「けがれ」として恐れる傾向があり、それに関わった人々が差別されることがありました。もっとも、死に関わっていても医師・僧侶・処刑役に従事した武士などは差別されなかつたので、差別は非合理で、支配者に都合よく利用されたものであるといえます。……中学校

# 江戸時代

## 小学校の六年の社会歴史

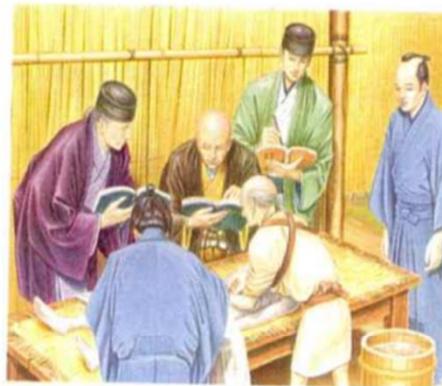
③二つの解剖図 左はこの当時使われていた中国から伝わった医学書で、右は「解体新書」の解剖図です。

### 医学を支えた人々

玄白があらわした「蘭学事始」という本には、「解体新書」をほん訳した苦心と、人体の解剖を初めて見たときの感動が記されています。

玄白は、解剖を見学したとき、見比べていたオランダ語の解剖図が正確にえがかれているのにおどろいた、と書き残しています。

また、このとき解剖をして内臓の説明をした人は、身分制度のもとで百姓や町人とは別に厳しく差別されてきた人でした。このような人が、すぐれた解剖の技術を生かして、このころの医学を支えていました。



はってん  
蘭学の発展は、人々の  
考え方などによ  
なえいきょうを  
あたえたのかな。

④解剖の様子（想像図）



⑤ほん訳の苦労

# 中学校の教科書から



## 染一揆

人種  
平和

財政難に苦しんでいた岡山藩は、1855年、領内に29か条の検約令を出しました。その中には、えた身分だけに出された命令があり、衣類を染色するに限るなど、ほかの百姓と別あつかいにするものでした。

かれらは、自分たちは農業にはげみ、年貢も納め、悪人の取りしまりの務めも果たしているのに、このような差別を受けることは我慢できないと、領内53か村が嘆願書を出しました。そのうち約半分の村から千数百人が立ち上がり、藩の役人と交渉し、ついに嘆願書を受理させました。このため、藩は検約令を実施しませんでした。



### ⑥岡山藩の検約令 (部分要約)

- えた身分の衣類は、無紋・染色・藍染に限る。しかし、当分の間は、今ある粗末な木綿着なら許す。ただし、紋付きの着用は禁じる。
- 雨天のとき、村内の知り合いの家に行く場合、泥足では相手も迷惑だろうから、くりの木の下駄をはいててもよい。しかし、顔見知りの百姓に出会ったら下駄をぬいでお辞儀をせよ。他村など遠方へ行く場合の下駄ばきは許さない。

# 小学校の教科書から

## 本当の平等を求めて

身分制度が改められた後も、天皇の一族は皇族、公家や大名は華族、武士は士族、そのほかは平民という新しい形で身分のちがいは残されました。

また、長い間差別に苦しめられてきた人々に対して、政府は差別をなくすための政策や生活の改善を行いませんでした。そのため、

望んだ仕事につくことや教育を受けることは難しく、苦しい生活の中で結婚や就職、住む場所など、日常生活でのさまざまな差別が新しい形で残されました。こうした状況に対して、これらの人々は、解放の法令を機に、自らの力で差別をなくす運動を進めていきました。



↑③身分のちがいがなくなったことを示す絵

# 賤民廃止令

## 布告

穢多・非人等の称廃せられ候条、自今  
身分・職業共平民同様たるべき事

同上府県へ

穢多・非人等の称廃せられ候条、一般民  
籍に編入し、身分・職業共都て同一に相  
成り候様取り扱いべし、尤（もつとも）  
地租其外除けんの仕来りもこれありそ  
らはば、引き直し方見込み取り調べ、大  
蔵省へ伺出べき事

明治4（1871）年8月28日公布

『太政官日誌』明治4年第61号

## 水平社の運動

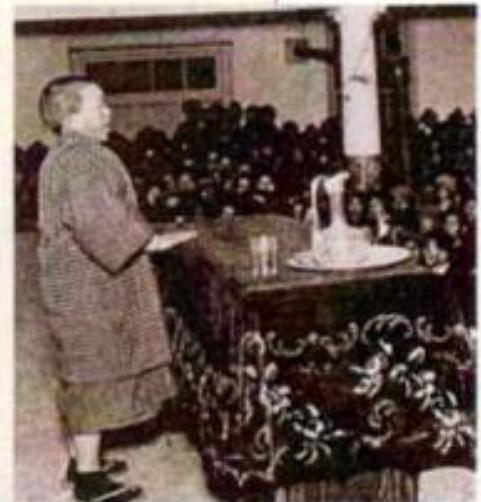
## 小学校の教科書から

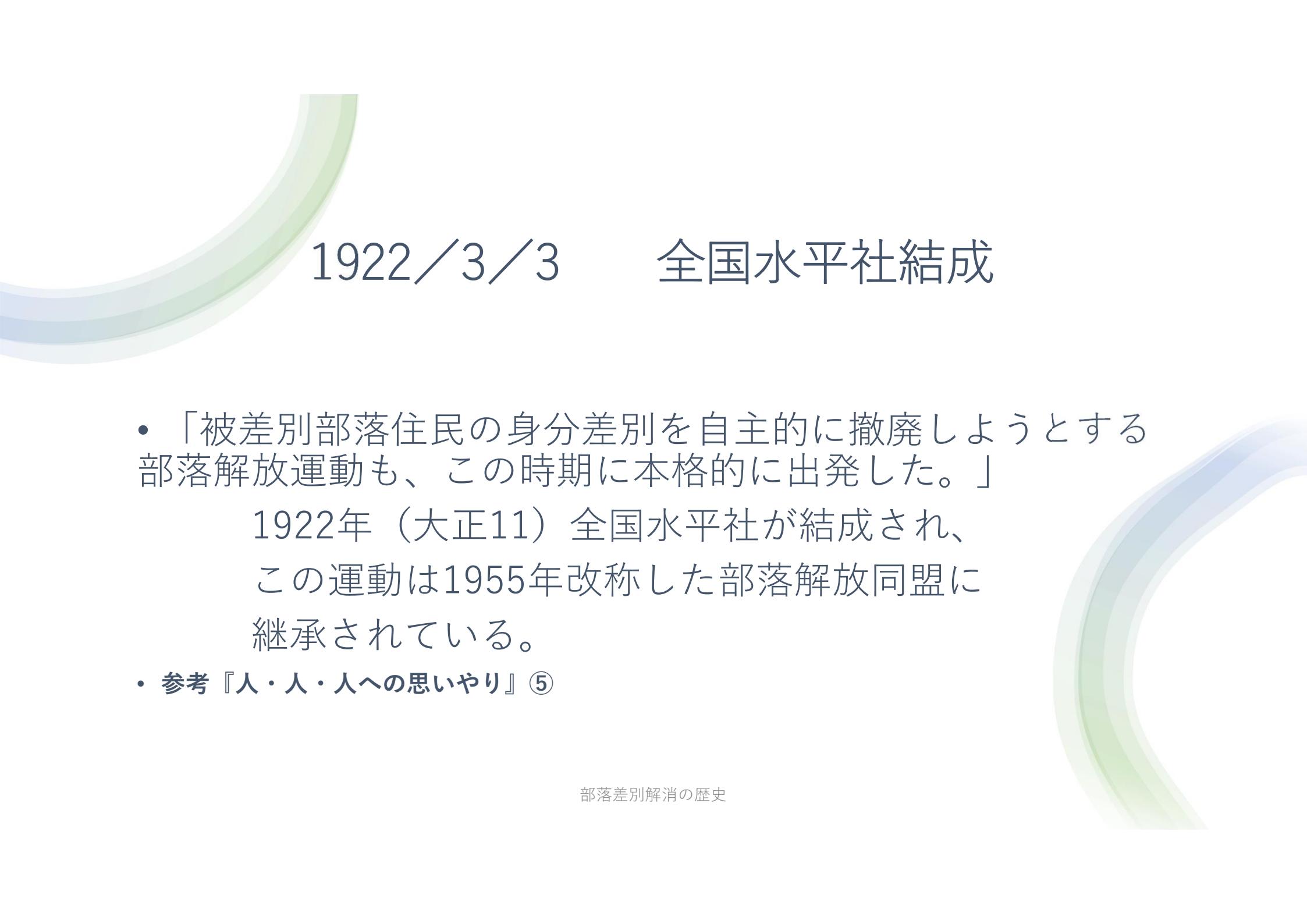
また、明治に入って身分制度が改められてからも、就職や結婚などで差別され、苦しめられてきた人々は全国水平社をつくり、差別をなくす運動に立ち上りました。

### やまと 山田少年の差別をなくすうったえ

1922年3月、京都市岡崎の公会堂で、全国水平社の創立大会が開かれました。この大会では、人間を差別する言動はいっさい許さない、と決議され、各地から集まった代表者たちは、その喜びと決意を口々に述べました。少年代表者である16才の山田少年は、差別の現実を報告し、「差別を打ち破りましょう。そして光り輝く新しい世の中にしましょう。」とよびかけました。

⑩ 演説する山田少年（1924年、大阪市）





## 1922／3／3 全国水平社結成

- ・「被差別部落住民の身分差別を自主的に撤廃しようとする部落解放運動も、この時期に本格的に出発した。」

1922年（大正11）全国水平社が結成され、この運動は1955年改称した部落解放同盟に継承されている。

- ・参考『人・人・人への思いやり』⑤

## 差別からの解放を求めて

部落差別に苦しむ被差別部落の人々も、政  
府に頼らず、自力で人間としての平等を勝  
り、差別からの解放を目指す（部落解放運動）  
を進めました。1922年に京都で全国に広がつ  
た。水平社が結成され、運動は全国に広がつ  
きました。

注 水平社宣言（1922年）全國に散在す  
る部落の人々よ、團結せよ。ここに我々が人  
間を尊敬することによつて、自らを解放しよ  
うとする運動を起こしたのは当然である。我  
々は心から人生の熱と光を求めるものであ  
る。水平社は、こうして生まれた。人間の世あ  
に熱あれ、人間に光りあれ。

### ・資料 全国水平社の創立大会のビラ

・西光万吉（1895～1970年）結成に中  
心人物、宣言を起草、第二次世界大戦後は平  
和運動に尽力「奈良県」

### ・訴える山田孝野次郎「写真」

・山田孝野次郎の全国水平社の創立大会での演  
説 役人や学校の先生の話は、人間の  
平穏等が大事だと呼びます。人と人との差別は  
間違つてゐると言われます。いかにもその差別  
とを理解していふように、差別感情などその  
いれつぽちもないかのように言われますが、  
いつたん教壇に立つた先生の瞳は何と冷たい  
でしょう。

## 綱領

一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて  
絶対の解放を期す  
一、吾々特殊部落民は絶対に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す  
一、吾等は人間性の原理に覺醒し人類最高の完成に向つて突進す

## 宣言

### 全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間處められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法で、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らざなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒涜されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勤るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集闘運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。頗劣なる階級政策の犠牲者であり、男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥取り、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引剥かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の黒夢のうちに、なほ誇り得る人間の血は、涸れずについた。そうだ、そして吾々は、この血を孕けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が來たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が來たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒涜してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか。人間を勤はる事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱き光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月

# 水平社

裏面を見よ

<資料1>全国水平社創立宣言

全國に散在する吾が特殊部  
落民よ、團結せよ。

長いあいだ虐められてきた  
兄弟よ、

兄弟よ、我々の祖先は自由、  
平等の渴仰者であり、実行  
者であつた

吾々がエタであることを誇  
り得るときが来たのだ。

人の世に熱あれ。  
人間に光りあれ。

大正 11 年 3 月 3 日

綱領

吾等は人間性の原理に覺醒  
し人類最高の完成に向かつ  
て突進す。

## 人権無視の戦争をくぐり抜け、敗戦後

- 1947／5／3 日本国憲法施行

参照『人・人・人への思いやり』①

- 1953年 全国同和教育研究協議会結成(全同教)

「もし個人の自由が奪われ、人格が無視され甚だしく傷つけられるような事態が存在するならば、民主教育は敢然としてこの事態に取り組み、これと闘う教育でなければならない。すなわち、民主教育は当然同和教育に高い位置を与える教育であるべきである」

差別解消の歴史

# 同和対策審議会 答申

1965(昭和40)年

- 同和問題の「早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題」(2頁)とあります。
- これを受け1972年から小・中学校の歴史教科書に部落問題が記載されるようになりました。当初は子どもたちが遊びの中で差別的に使われたこともありましたが、1990年以降は研究成果を取り入れた記述になって改善されています。小・中学校でしっかりと学習が進めば部落問題に関する知識は格段に増えると思います。歴史学習は小学校では6年の学習です。六年生の担任が背負っています。中学校では社会科の担当です。

差別解消の歴史

# 部落差別解消の推進に関する法律

- ・現在もなお部落差別が存在する
- ・部落差別は許されない
- ・国民の理解を深めるように努め、部落差別のない社会を実現する
- ・相談体制の充実、教育啓発活動
- ・差別の実態調査（国や地方公共団体）

これは、2016年12月 施行されました

短い法律ですが、現在もなお部落差別が存在することを語っています。

- 1871年 解放令
- 1920年 ツバメ会

## 22年 全国水平社結成

- 23年 高松差別裁判事件
  - 36年 松本治一郎衆議院当選
  - 45年 敗戦
  - 46年 部落解放委員会
  - 51年 オールロマンス事件
  - 55年 部落解放同盟
  - 63年 高知県から教科書無償化運動
  - 65年 同和対策審議会答申
  - 66年 解放奨学金制度
  - 2004年まで
- 69年 同和対策事業特別措置法
- 70年 正常化運動
- 73年 全国高校統一応募書類
- 75年 部落地名総鑑
- 77年 狹山事件 埼玉県 石川一雄さん
- 2000年 人権教育・啓発推進法施行
- 2016年 部落差別解消推進法成立

## 年表

統一応募用紙の制定は1973(昭和48)年。

それ以前は、会社ごとに決めていた履歴書を使用。「**社用紙**」と呼ばれていた。

# 「社用紙」とは

- ・筆頭者
- ・本籍地(地番まで記入)
- ・賞罰
- ・家族状況(家庭環境・親の職業も)
- ・住居
- ・資産・収入
- ・自宅の畳の枚数

本人に責任のない事項

- ・知人・親友・保証人
- ・信仰宗教
- ・支持政党
- ・購読新聞

本来自由であるべき事項

などの記入欄があった。

- ・「広島県 統一応募用紙」(1970年)が、「近畿統一応募用紙」(1971年2月)が独自に作られる。
- ・1996年 「本籍地」「家族」「胸団」「色覚」欄が削除される。
- ・「保護者氏名」欄に斜線を入れる運動が展開される
- ・2005年 「保護者氏名」欄が削除される。

## 年表

- 1871（明治4）年　解放令
- 1896（明治29）年　　徳田秋聲26歳　『藪こうじ』
- 1904（明治37）年　　島崎藤村32歳　『破戒』執筆始める
- 1906年　『破戒』自費出版
- 1922年　全国水平社結成　京都
- 1961（昭和36）年9月　『橋のない川』第1部　出版
- 同年12月『橋のない川』第2部　出版
- 昭和38年3月　『橋のない川』第3部　出版
- 昭和39年4月　『橋のない川』第4部　出版　完
- 昭和45年11月　『橋のない川』第5部　出版　あとがき　1970年10月8日　69歳人間の出発
- 『橋のない川』第6部　出版　　あとがき1973年8月10日
- 1992年　『橋のない川』第7部　出版

### 3. 石川県での 部落差別

**加賀藩には被差別部落がなかったのか**

- No! 「藤内」、「皮多」と呼ばれ

差別されていた人々がいた。石川県は部落問題（同和問題）同和地区はないとしていたが、部落差別の事例が歴史的にも今日的にもあることを認め部落差別の解消に努力しています。

参考『人・人・人への思いやり』④

また、職業においては、主に死牛馬の処理や革製品の製造（皮多）や役人の配下（藤内）として、年貢の取り立てや刑の執行、百姓一揆の鎮圧にも使われ、

例えば和太鼓や門付芸などの豊かな伝統文化をはぐくみ、社会的に必要とされる仕事や、新しい産業・芸術の発達を担っている（藤内）ことも多く見られました。

『人・人・人への思いやり』④

# 石川県での差別事件

- 1899（明治32）  
旧藩祖300年祭事件 隠枝啓三郎が諭す
- 1900（明治33）  
金沢警察署長、噂をもとに令状もなく家宅捜査
- 1929（昭和4）  
政友会弁士、収賄市長に対して「隠亡のようだ」と発言

## 石川県での出来事①

- 1961（昭和36）部落はない、歴史的に存在していたが差別事件もない石川県の見解
- 1979（昭和54）温泉仲居丹前事件
- 1981（昭和56）部落地名総監の購入、石川県同和対策室設置
- 1993（平成5）意識調査を実施
- 1994（平成6）七尾パソコン通信事件、  
新規高校卒業者の採用試験で差別質問が多数あり
- 同年7月12日太田芳枝副知事の退任時の発言
- 1995（平成6）民生委員の発言「加賀に非人なし」

小松市『安宅町文書』

□□と表示

『人・人・人への思いやり』⑦

## 石川県での出来事 ②

- 1996(平成7)7月  
差別されている地区が県内に存在するとの認識
- 1997(平成8)河川  
敷に放置された墓を卯辰山へ移送
- 2007(平成18)  
全国人権研究大会・同和第59回
- 2011  
金沢市の中学校での関西への修学旅行の事前指導の会で
- 2021  
2021県立高等学校の入試問題「一休話」

# 一休さんのとんち話

2021年度石川県高等学校入試問題（2021年3月実施）

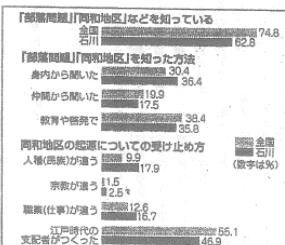
明一休は幼きときより、發  
たりて、旦那ありて、常に來  
けり。問答などし  
あるときかの旦那、皮袴  
を着て來たりけるを、皮袴  
走休をちらと門外で見、内へ一  
つ走りいりて、へぎにかき  
つけたてられけるは、  
この寺の内へ皮の類いか  
たく禁制なり。もし皮の  
者者はいるときは、かなら  
ずばちあたるべしと書き  
て置かれる。  
しこ類旦那にこれを見て、「皮の  
お寺の太鼓はなんと  
たまうぞ」  
一休聞き給い「されば夜、  
その方へも太鼓のばちあ  
れてそ昼三度づつばちあたる間、  
うさん、皮の袴着ら  
けるほどに」とおどけ  
る。

朝日新聞  
1995  
年11月17日

# 県民の人权意識 全国に比べ不足

就職「など差別事件続発

## 同和問題で県が踏み込んだ見解



朝日新聞石川版 1995年11月17日付

# 部落差別（同和問題）について

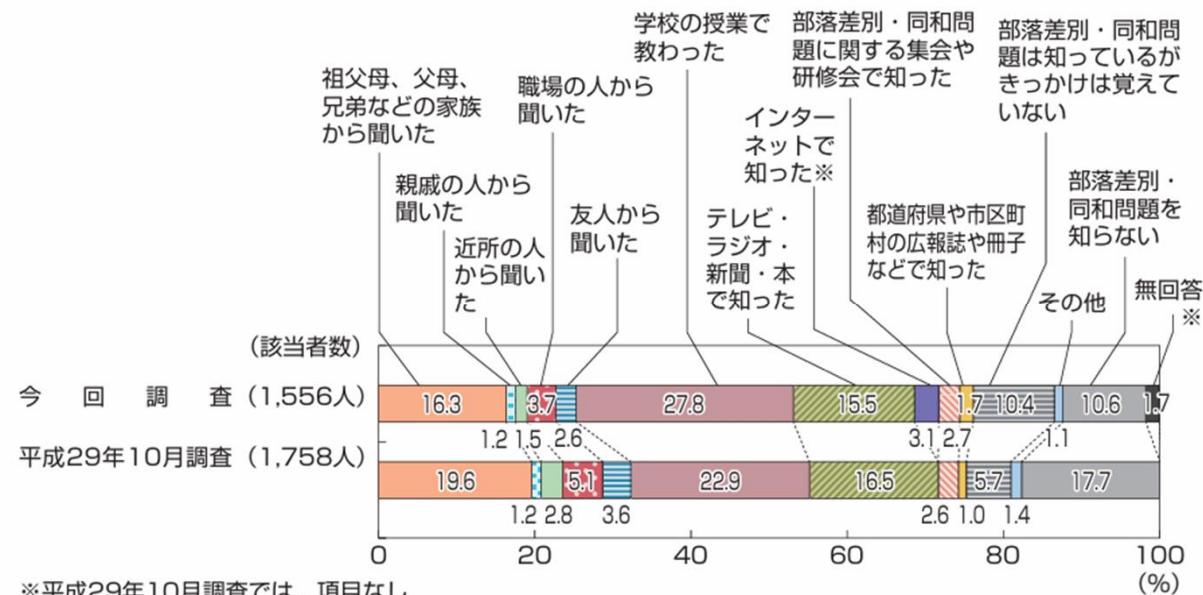
2022年

同和問題を知っていると答えた人（金沢市） 42.6% への

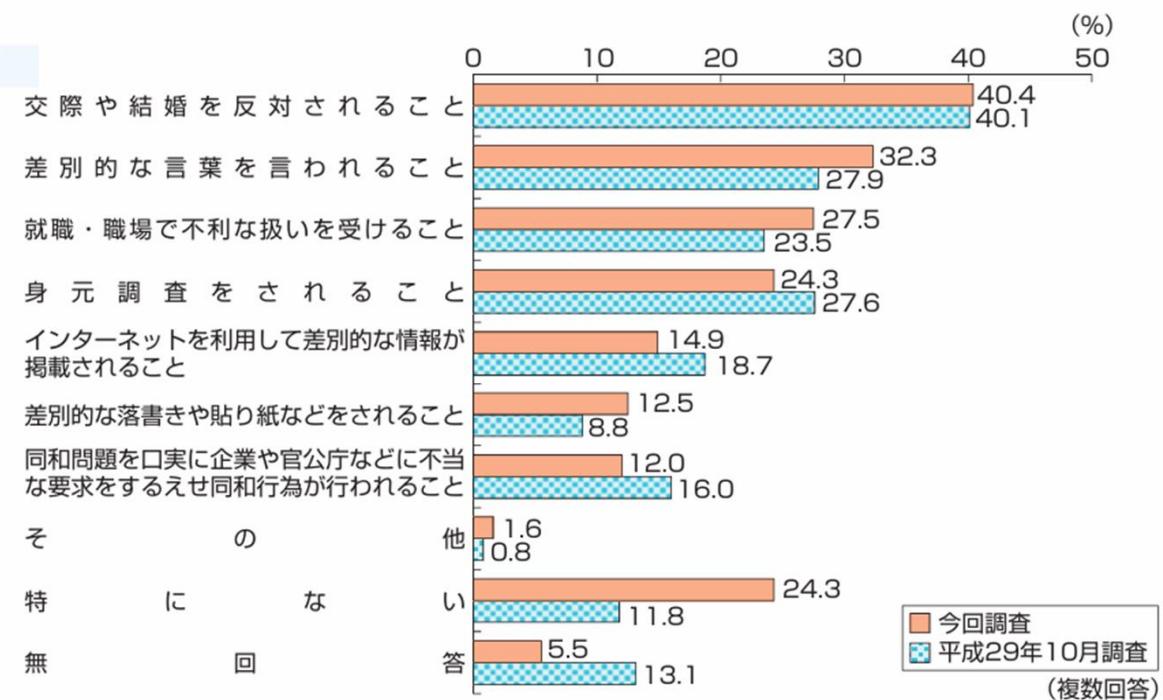
## 質問

問15－1 の 質問は、あなたが知っている部落差別についての認識をお聞かせください。 (○は1つ)	現在も身近にある問題だと思う。	<u>13.9 (12.4)</u>
	身近な問題ではないが、ほかの地域では問題だと思う。	<u>51.6 (51.5)</u>
	かつては問題であったが、解決に向かっていると思う	<u>20.6 (18.1)</u>
	過去の問題だと思う	<u>8.7 (10.8)</u>
	わからない	<u>4.0 (5.1)</u>

# 人権意識調査 令和4年 (2022) 年 内閣府



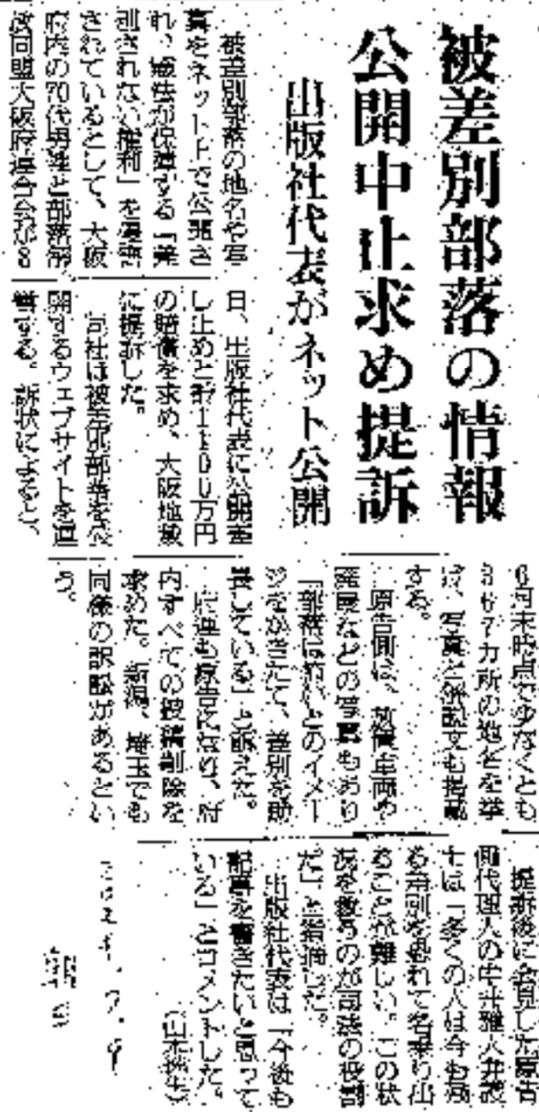
# 内閣府 2022年



24/7/9 朝日新聞

- 367カ所の地名を挙げ、写真と解説文で「部落は怖い」というイメージをかき立て、差別を助長している」

### 3. 最近のマスコミ報道から



北陸中日 2024/8/24

購入した土地が被差別部落だつたと主張し契約を解除させた。

「教育公務員に対する信用を傷つけ  
る」一見勝之知事  
差別解消を目的とした条例（三重  
県）

## 教諭2人を減給

### 「先生の差別」への戒め

三重県教育委員会

2024年8月、県内の公立

小学校の教諭2人を、減給10分の

1（「九月」）の懲戒処分にした。

県へいた半島が被差別部落だったた

と主張し、東京裁判を経て認める

ましめために、本件が新聞

の報道を目撃す中、手札を渡して

ある教師が行なった差別の歴史

は未だに、すべての教諭医師は

他の手紙をひきこむ。

上級教諭など、ある2人は夫婦

で、昨年7月、既に購入した土地

を仲介した不動産業者に連絡を取

り、差別部落の土地は避けてたい

とJR東海線の連絡を承認した。

それがから連絡を取る上級教諭は

今度と申しまじめに、新規に地

域へいた半島が被差別部落だつた

と主張し、東京裁判を経て認める

ましめために、本件が新聞

の報道を目撲す中、手札を渡して

ある教師が行なった差別の歴史

は未だに、すべての教諭医師は

他の手紙をひきこむ。

ある教諭は、本件が新聞に、自分の名前と一緒に載ったことについて、「これは全くない。もしも私がたう

別の原因で逃げていて、相手が「説

教諭への相手となるや。

」「お手に取らぬ」といって、

相手の表示をもとめよう。

相手は抱腹ではないが、本件が新聞に、自分の名前と一緒に載ったことについて、「これは全くない。もしも私がたう

別の原因で逃げていて、相手が「説

教諭への相手となるや。

」「お手に取らぬ」といって、

相手の表示をもとめよう。

相手は抱腹ではないが、本件が新聞に、自分の名前と一緒に載ったことについて、「これは全くない。もしも私がたう

別の原因で逃げていて、相手が「説

教諭への相手となるや。

」「お手に取らぬ」といって、

相手の表示をもとめよう。

相手は抱腹ではないが、本件が新聞に、自分の名前と一緒に載ったことについて、「これは全くない。もしも私がたう

別の原因で逃げていて、相手が「説

教諭への相手となるや。

」「お手に取らぬ」といって、

相手の表示をもとめよう。

相手は抱腹ではないが、本件が新聞に、自分の名前と一緒に載ったことについて、「これは全くない。もしも私がたう

別の原因で逃げていて、相手が「説

教諭への相手となるや。

」「お手に取らぬ」といって、

相手の表示をもとめよう。

相手は抱腹ではないが、本件が新聞に、自分の名前と一緒に載ったことについて、「これは全くない。もしも私がたう

別の原因で逃げていて、相手が「説

教諭への相手となるや。

」「お手に取らぬ」といって、

相手の表示をもとめよう。

## 4 公正採用選考での問題点

- ・面接の目的 意思疎通を図る
- ・面接時の質問事項
  - 職務遂行に関わる適性、能力  
**差別につながるもの**
  - 本人に責任のない事項  
**本来自由であるべき事項**
- ・面接担当者に求められる姿勢等
  - ①人権尊重の精神と人権・差別に関する見識
  - ②応募者の潜在的な可能性を見いだす
  - ③複数で

『公正な採用選考をめざして』

# 公正採用選考 人権啓発推進委員

1977年12月16日

企業内同和問題研修推進委員 の設置をもとめる

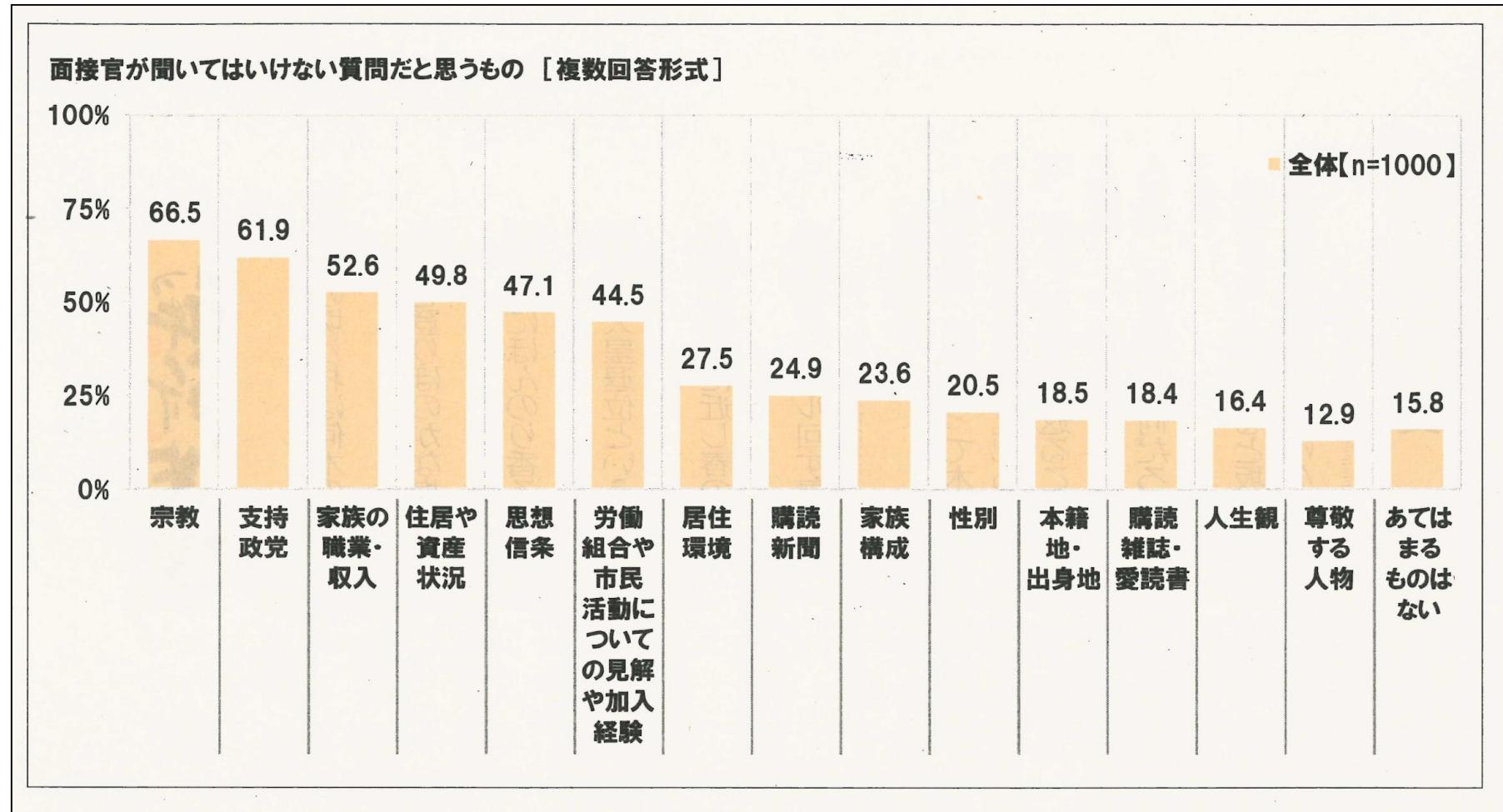
(労働省)

- ・職業選択の自由（就職の機会均等）
- ・自分の適性・能力に応じて職業を選ぶ
- ・就職差別を未然に防止する
- ・本人に責任のない事項
  - 親の職業、家族の状況
- ・本来自由であるべき事項
  - 思想・信条
- ・推進委員が中心となつて
  - 人権問題についての正しい理解
  - 差別のない公正な採用
- その環境作りを

## 「健康診断」について

「健康診断」は、「社員の健康維持・増進に関する資料とするために行われるものである。したがって、「健康診断」は採用試験時に行ってはならない。

## 面接官が聞いてはいけない質問だと思うもの(2019年・連合)



## 2019年「就職差別に関する調査」(連合)

- 「全国統一応募用紙」でない応募用紙を提出するように求められたことがある……32.2%
- 採用選考面接時における質問事項の現状
  - 「本籍地や出生地」……31.6%
  - 「家族構成」……39.1%
  - 「性自認への違和感の有無」……3.3%
  - 「性的指向の確認」……3.1%
- 「戸籍謄(抄)本の提出を求められたことがある